

# わらてつ倶楽部会則

## 第一章 総則

### 第1条（名称）

当会は「わらてつ倶楽部」と称する。

### 第2条（事務局）

当会の事務局は蕨鉄道(埼玉県蕨市中央 1-32-4)におく。

### 第3条（目的）

当会は、わらてつ倶楽部が行う埼玉県蕨市の大荒田公園で静態保存されている「C11 304号機(以下、SL)」の清掃や維持・管理活動を通じて会員こが生きがいを得ることを目的とする。また鉄道に関連したイベントを企画・参加することで、鉄道を通して街ににぎわいを創出することを目的とする。

### 第4条（事業）

当会は前条の目的を達するため、以下の事業を行う。

1. SL、およびその周辺の清掃
2. SLの外板など、傷んだ箇所の補修・塗装
3. 蕨市内外で行われる鉄道に関するイベントへの主催、および協力
4. その他全各号に付帯する一切の業務

## 第二章 会員・会費

### 第5条（会員）

本会会員は中学生以上の年齢で、文化遺産であるSLを永く受け継ぐ意思のあるもの、こよなく鉄道を愛するものによって組織される。(小学生以下は保護者同伴に限る) 会に加入するには、当会所定の手続きによって加入申請をし、役員会の承認を得て会員とする。

### 第6条（会費）

年会費は全員1,000円とし、小学生以下は免除とする。

なお年会費は6月30日までを期限として会計に納入するか、指定銀行へ振り込みにて納付する。なお途中入会の場合も年会費額の変更はない。

### 第7条（会員の権利）

当会の会員は以下の権利を得る

1. 当会の決定事項において発言権をもつ。
2. SLの清掃ボランティアへ参加できる。
3. 模型の運転会など、当会主催のイベントに参加できる。

## 第8条（会員の義務）

当会の会員は以下の義務を負うこととする。

1. 本会則を遵守する。
2. 会員内で交換された情報は発信者本人または、役員会の許可のない限り外部への転用、転載、複製、公開をしない。尚、退会後も守秘義務を持つものとする。
3. 当会の目的及び事業に対し協力しなければならない。
4. 新規会員募集に協力する。

## 第9条（退会）

退会希望者は当会所定の退会届に必要な事項を記入の上、会長宛てに提出すること。尚、既に納入された年会費は返戻しない。

## 第10条（会員資格の喪失）

会員は以下に該当する場合は会員の資格を失い退会とする。また、会員の退会は役員会で了承された場合とする。

1. 国内法規および公序良俗に反する行為があった場合。
2. 会及び会員の利益、名誉を著しく損なう行為があった場合。
3. 指定期限日までに会費の納付がなかった場合。
4. 会則で定められた会員の義務が守られず、改善の意向が示されなかった場合。
5. その他本会則に定めのない事項については、役員会において定めるものとする。

## 第三章 役員

### 第11条（役員）

当会は次の役員を置く

会長 1名、副会長 2名、会計 1名

### 第12条（役員の資格及び任免）

1. 役員は当会の会員又は役員として相応しい経験・能力を保持した個人であることを要する。
2. 役員の選任方法に関しては、役員候補が総会において出席者の1/2以上の賛成で決定する。

### 第13条（役員の任期）

1. 役員の任期は毎年4月1日から翌3月31日までとし再任を妨げない。
2. 期の半ばに選任された役員の任期はその期の末までとする。
3. 役員は辞任した場合又は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行わなければならない。

### 第14条（役員の職務）

1. 会長は、当会を代表して運営を統括する。また必要に応じて役員を招集して当会の事業を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 会計は、会費の徴収、出納簿の整理、その他の経理にあたる。

#### 第15条（役員会）

1. 役員会は当会の運営にあたる。
2. 役員会は、以下の各種議題を審議処理する。
  - ・会則の変更
  - ・事業計画及び収支予算の決定及び変更
  - ・事業報告及び収支決算の承認
  - ・役員を選任及び解任
  - ・規定、規則の設定、変更及び廃止
  - ・損金の処理
  - ・その他、協議の必要な事項
3. 役員会は四半期に一回以上開催する。
4. 役員会の議長は会長又は会長の指名した者がこれにあたる。
5. 役員会の議案可否同数の時は議長がこれを決する。

### 第四章 管理

#### 第16条（会則その他情報の開示）

事務局は、会則、諸規定、活動情報などを当会ホームページ上で会員向けに開示する義務がある。

#### 第17条（決算関係書類の提出）

会長は以下に掲げる書類を提出し、報告を行わなければならない。

1. 事業報告書
2. 収支決算書
3. 事業計画書
4. 収支予算書

### 第五章 事務局

#### 第18条（事務局の設置）

当会の事務を処理するために事務局を置く

#### 第19条（細則）

事務局に関して必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

### 第六章 会計

#### 第20条（会計年度）

当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第21条（収入）

当会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入を以って、これに当てる。

#### 第 22 条（支出）

収支予算書に基づき支出する。当会が必要とする経費が生じた場合は役員会の承認を持って支出する。

#### 第 23 条（財産の非請求権）

会員は脱会、または除名された場合、当会の財産に対し何等の請求権を有しない。

#### 第 24 条（損金の補填）

当会の運営及び事業において損金が発生した場合は、役員会の承認を経て臨時会費の徴収によって補填する場  
合がある。

### 第七章 会則の改正及び解散

#### 第 25 条（会則の改正）

本会則は役員メンバーの 1 / 2 の同意を得なければ改正することができない。

#### 第 26 条（解散）

本会を解散する場合は、役員会全員の同意を以って行うこととする。

（付 則）

#### 第 27 条（会則の改正）

1. 本会則は平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本会則は平成 2 6 年 9 月 3 0 日に改正され、即日施行される